

交通安全情報

令和6年4月1日(月)から高速
自動車国道における大型貨物
自動車及び特定中型貨物自動
車の法定速度が
80 km/h から 90 km/h
に引き上げられます。



留意事項



- 1 トレーラ、三輪の自動車及び大型特殊自動車等にあつては現状のまま。
- 2 道路標識により最高速度が指定されている場合はこの限りではありません。

今年も春の全国交通安全運動が始まります。
実施期間は令和6年4月6日(土)から15日(月)
までの10日間です。

ドライバーのみなさんは引き続き安全運転に努めて
ください。

